

座長私案の検討

とりあえず下記の点について意見をのべる。

1 理念・目的について

「社会の連帯共助の精神に基づく被害者の尊厳ある自立を支援する」

となっているが、これでは基本法が「すべて犯罪被害者等は尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」という権利性に基づく国による補償であることが明確でなく、現行の犯給法の目的「・・・援助するための措置を講ずる・・・」という文言を、ただ「自立を支援する」と言い換えたにすぎない。

基本法にもとづく補償は、恩恵的なものではなく、犯罪被害者等が国から補償を受ける権利に基づくものであるから、被害者の被った損害の一部を国が補償する、すなわち損害の一部填補としての性格をもつものであることを、目的において明確にするように下記のとおり修正していただきたい。

「社会の連帯共助に基づき、犯罪被害者等が被った損害の一部を国が補償する」

2 給付水準の引き上げ指針について

座長私案では重度後遺障害者対象とする給付金について重点的引き上げをはかるとされていることから〔1.(2)①〕、具体的ケースに基づき、私案の妥当性につき検討を行った。

〔A君のケース例に試算〕

平成8年9月15日、集団暴行による被害を受け（被害当時高校2年生）、

全治の見込みがなく、遷延性意識障害、四肢麻痺、気管支切開状態等残存見込みの急性硬膜下血腫、急性肝不全、急性腎不全等の傷害を受け、瀕死の状態で入院。後遺障害１級相当。

A君は２０歳未満の無所得者であるから、現在の犯給法による給付金支給額は４８２万４０００円である。

$$3600\text{円} \times \text{倍数} 1340 = 482\text{万}4000\text{円}$$

座長私案は、「最高額を倍増する水準に近づけるよう努め」とあり〔1.(2)①〕、A君が適用対象となる犯給法の最低額には変動がないとも読めるが、善解して最低額も倍増となるとして検討するならば、座長私案におけるA君の支給額は $482\text{万}4000\text{円} \times 2 = 964\text{万}8000\text{円}$ が目安となる。果たしてこの金額が重度後遺障害者への補償金額として十分であるか？

座長私案では１年分の医療費の自己負担分は重傷病給付金として支給されることになる。A君の最初の１年分の医療費の自己負担額（還付金を差し引いた自己負担額）は７１万８９４４円であり、この金額は支給される。

しかし、座長私案ではA君の２年目以降の医療費等の諸経費を上記補償金９６４万８０００円で賄わなければならなくなる。

A君の事故後３年間の支出項目は、病院支払い、衛生用品代、介護用品代、車両関係費、病衣代、経管栄養代、駐車料金、契約駐車料金、病院への交通費、洗濯使用料、その他の諸雑費であり、合計１１６９万１６５２円である。

これには、母親の長期休職による損害は一切含まれていない。

そのうち、医療還付金が３２７万６２９５円であることから、自己負担金は８４１万５３５７円となる。そのうち上記７１万８９４４円が重傷病給付金として支給されるとしても、給付された補償金の多くが事件後３年間で費消されて

しまうことになる。

事件から10年経過した現在でも、A君は簡単な動作以外は自力でできない状態が続いている。母親は退職し介護に専念している。

A君の現在の収支の状況は以下の述べる。

A君は障害者福祉年金を月8万2500円受給している。これに対し、以下の項目が経費として支出されている。

①生活訓練ホーム 月2万3000円、②心身障害者ケアセンター 月3000円、③燕下障害による経管栄養 1本400円×一日3本。月3万6000円、④おむつ代および尿パット代 月8000円、⑤駐車場代 月5000円、①～⑤の合計7万5000円。そうすると、現在諸経費を除く年金の月残額は7500円である。この金額では生活費すら捻出できない。

A君の母親は仕事を辞めて介護に専念しており、現在、父親の収入に依存しているのが実情であるが、父親が働けなくなった場合に、重大な局面に直面することになる。

このような経済状況に直面しているA君のようなケースにおいて座長案の補償額では、被害後4年目以降については、無補償と同じ状態に陥る。

A君の場合 自賠償の政府補償事業では最高額の4000万円が補償される。逸失利益の算定だけでも、

$41万5400円 \times 12 \times 100\% \times 18.169 = 9056万8831円$
となるので、4000万円全額が支給される。

従って、補償額および算定など補償の方法は自賠償の政府補償事業と類似するものに改めるべきである。

以上

別表第1

等級	身体上の障害	倍数
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 8 両下肢の用を全廃したもの 9 前各号に掲げる身体上の障害以外の身体上の障害であつて、その程度が前各号と同程度以上と認められるもの 10 重複障害（身体上の障害が重複する場合における当該重複する障害をいう。以下同じ。）の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1, 340
第2級	1 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 2 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を腕関節以上で失つたもの 6 両下肢を足関節以上で失つたもの 7 前各号に掲げる身体上の障害以外の身体上の障害であつて、その程度が前各号と同程度以上と認められるもの 8 重複障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	1, 190
第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができ	1, 050

5	下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
6	一手の小指の用を廃したもの
7	一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失つたもの
8	一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
9	一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
10	局部に神経症状を残すもの
11	男子の外貌に醜状を残すもの
12	前各号に掲げる身体上の障害以外の身体上の障害であつて、その程度が前各号と同程度以上と認められるもの

備考 重複障害の程度に係る等級の認定は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百二十九号）第七条第二項及び第三項の規定の例により、国家公安委員会規則で定めるところによる。

別表第2

2 障害給付金

犯罪行為が行われた時における被害者の年齢	最高額	最低額
20歳未満	5,300円	3,600円
20歳以上25歳未満	6,400円	4,200円
25歳以上30歳未満	7,900円	5,200円
30歳以上35歳未満	9,800円	6,000円
35歳以上45歳未満	11,400円	6,200円
40歳以上45歳未満	12,300円	5,300円
45歳以上50歳未満	13,200円	4,900円
50歳以上55歳未満	13,800円	4,900円
55歳以上60歳未満	13,200円	4,200円
60歳以上	9,200円	3,900円